

令和元年 7 月 30 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会 会長 殿

神奈川労働局労働基準部健康課長

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について

日頃から、労働行政に多大な御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防につきましては、令和元年 6 月 21 日付けをもって、神奈川労働局長から取組をお願いしたところですが、本年 7 月 29 日、気象庁から関東地方の梅雨明けが発表され、また、同日は、県内各地で気温が 30 度を超える状況となり、熱中症と見られる救急搬送者が多数に及んだ旨報道されており、今後、厳しい暑さが続くことが予想されています。

つきましては、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の重点取組期間（7 月）後の 8 月におきましても、引き続き、職場における熱中症予防について御配慮いただきますとともに、会員事業場等に対し、改めて熱中症予防対策を周知いただくなど、各事業場において同対策が徹底されますよう、注意喚起等をお願い申し上げます。

なお、政府におきましては、7 月 1 日から 8 月 31 日を「熱中症予防強化月間」と設定し、熱中症予防等についてより一層の周知を図ることとしており、熱中症を広く呼び掛けることを目的として、別添のとおり、職場における熱中症を予防するためのリーフレット（「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」）の英語版、障害をお持ちの方の熱中症予防のポイントをまとめたリーフレット並びに英語、中国語（簡体字・繁体字）及び韓国語の一般用リーフレットが作成されましたので、周知のため御活用ください。

（担当）

神奈川労働局労働基準部健康課 安部

電話：045-211-7353

E-mail：abe-akihiko@mhlw.go.jp

(参考)

気温の高い日が続く今夏において、国民一人一人に対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

政府では、7月1日から8月31日を「熱中症予防強化月間」と設定し、熱中症予防等についてより一層の周知を図ることとしています。

熱中症予防については、「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）」（令和元年5月21日付け事務連絡、別添参照）で周知させていただいたところですが、今般、改めて周知いたしますのでよろしくお取扱いの程お願いいたします。

また、熱中症予防を広く呼びかけることを目的として、英語、中国語（簡体字・繁体字）及び韓国語のリーフレット、障がいをお持ちの方の熱中症予防のポイントをまとめたリーフレット及び職場における熱中症を予防するためのリーフレットを作成しておりますので、御活用ください。

リーフレットは以下の URL からダウンロードが可能です。

➤ 熱中症予防のために

日本語版：<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/necchushoyobou.pdf>

英語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/000363394.pdf>

中国語版：（簡体字）<https://www.mhlw.go.jp/content/000526939.pdf>

（繁体字）<https://www.mhlw.go.jp/content/000526936.pdf>

韓国語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/000526940.pdf>

➤ 障がいをお持ちの方の熱中症予防のポイント：

<https://www.mhlw.go.jp/content/000526946.pdf>

➤ 職場における熱中症を予防するためのリーフレット

日本語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000505935.pdf>

英語版：https://www.mhlw.go.jp/english/policy/employ-labour/labour-standards/dl/Heat_illness.pdf